

参議院内閣委員会議録第三号

第四十六回
国
第一回

昭和三十九年二月四日(火曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 三木與吉郎君

理事

石原幹市郎君

下村 定君

伊藤 順道君

源田 実君

小柳 牧衛君

林田 正治君

村山 道雄君

千葉 信君

松本治一郎君

向井 長年君

井原 敏之君

山村新治郎君

森山 岩治君

石川 準吉君

山口 一夫君

井原 岸高君

三輪 良雄君

沼尻 元一君

防衛施設課長總務部会計課長
大浜 用正君

事務局側

○本日の会議に付した案件
○臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(昭和三十九年度行政管理庁関係予算に関する件)
○國の防衛に関する調査(昭和三十九年度防衛予算に関する件)

○委員長(三木與吉郎君) これより内閣委員会を開会いたします。
○國務大臣(山村新治郎君) 行政管理制度の一部を改正する法律案を議題といたします。
○政府委員(臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案について) 政府から提案理由の説明を聴取いたしました。山村行政管理庁長官。

○國務大臣(山村新治郎君) 行政管理制度の一部を改正する法律案を議題といたしました。去る一月二十九日本委員会に付託されました臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○委員長(三木與吉郎君) 本年三月三十日までには、現在審議中の事項全部について審議を了することは時間的に困難であることが明らかとなつたのであります。調査会においては、終始きわめて熱心に調査審議が行なわれておりますが、いましばらく時間をかけて遺憾なきを期したいとの調査会の意向もありますので、政府といたしましては、この際、調査会の存続期限を本年九月末日まで六ヵ月延長し、審議事項すべてについて十分検討し、本調査会設置の趣旨を全うしたい所存であります。

○委員長(三木與吉郎君) 以上で提案

一般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議するため、昭和三十六年十一月臨時行政調査会設置法によつて總理府の附属機関として臨時に設けられ、一昨年二月十五日第一回の会議を開催して以来、今日まで鋭意調査審議を進めてまいりました。そこで、御承知のとおり、現行の行政制度及び行政運営は複雑多岐にわたっておりますが、たがつて、調査会にいたしましては、調査審議対象事項を広範にわたり取り上げざるを得ず、しかもそれらの事項の改善策については総合的に検討し、結論を得る必要があること等から審議に相当の時日を費やし、このため、調査会の存続期間の延長をいたしてある山村でござります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(三木與吉郎君) の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(三木與吉郎君) の市区町村の解消をはかるため、五千四百万円を要求した次第であります。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、國家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。昭和三十九年度行政管理庁関係予算に関する件の調査を進めます。政府当局から説明を聽取いたします。山村行政管理庁長官。

○委員長(三木與吉郎君) 昭和三十九年度行政管理厅予算の概要を御説明申し上げます。

○委員長(三木與吉郎君) 昭和三十九年度当庁における要求予算額は、二十七億八千四百万円で、前年度予算額に比して二億六百五十万円の増額となっております。

○委員長(三木與吉郎君) そのおもな内訳は、人事院勧告に基づく給与改定一億五千三百万円、國の統計調査事務に從事する地方公共団体の職員に対する給与の改定三千四百万元、行政相談委員の増員経費一千百三十万円及び行政審議会委員による行政監察百九十万円でありまして、その大部分は給与改定に伴う予算の増加であります。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、國の防衛に関する調査を議題とし、昭和三十九年度防衛予算に関する件の調査を進めます。

○委員長(三木與吉郎君) まず防衛本庁関係予算、統いて防衛施設会計課長の設置予算について政府當局から説明を聴取いたします。井原政務次官。

○政府委員(井原岸高君) 昭和三十九年度防衛予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

○政府委員(井原岸高君) 昭和三十九年度の歳出予算額二千三百五十五万円でありまして、これを昭和三十八年度の歳出予算額二千三百五十五万円と比較すれば、一千六千二百六十五万五千円に比べますと二百六十億九千六百四十七万七千

この法律案は、臨時行政調査会設置法の効力を昭和三十九年九月三十日まで六ヵ月延長しようとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(三木與吉郎君) 以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(三木與吉郎君) 以上のとおり、行政の國民に対する奉仕の向上をはかることを目的として、行政の実態に全

行政の國民に対する奉仕の向上をはかることを目的として、行政の実態に全

円の増加となつております。

このほか、国庫債務負担行為として、航空機の購入について四十五億八千五百十七万二千円、器材の整備について三百四十一億三千六百二十四万八千円、弾薬の購入について二十六億千二百三十三万七千円、施設の整備について一億九千六百九十三万三千円、艦船の建造について十八億二千五百二十万四千円、計四百三十三億五千五百九十七万四千円を計上し、さらに継続費として、昭和三十九年度甲型警備艦建造費について三十億五千五百六十一万九千円、昭和三十九年度甲型警備艦建造費について四十億七千二百五十八万五千円、昭和三十九年度潜水艦建造費について三十九億七千五百八十万四千円、合計百十一億八千円を計上いたしております。

また、職員の定数につきましては、防衛省の昭和三十九年度の職員定数は自衛官二十四万六千九十四人、自衛官以外の職員二万七千二十九人、計二十七万三千百二十三人であります。これを昭和三十八年度の職員定数に比べますと、自衛官二千百七十一人、自衛官以外の職員において七百六十一人、計二千九百三十二人の増加となつております。

次に予算案の内容について申し上げます。

まず基本方針といたしまして、三十九年度予算案は、第二次防衛力整備計画の線に沿って、昭和三十九年度業務計画を円滑に推進し、内容の充実整備、後方支援の強化等により、防衛力の実質的向上をはかるようつとめており、特に以下の諸点に留意いたしております。

すなわち国防意識の高揚をはかり、

自衛隊に対する国民一般の理解を深めるとともに、隊員の士気を高揚し、かつ自衛官充足対策の充実強化をはかるため、広報施策の強化、老朽隊舎の改築、その他環境改善のための営舍整備の促進及び国設宿舎の増設等を行なうこととしております。

次に基地問題を円滑に処理するため、前年度に引き続き騒音防止対策を推進するとともに、基地周辺の道路の整備、用地買収及び家屋移転等の民生安定諸施策の充実をはかるよう配慮いたしております。

また、第二次防衛力整備計画にのとり、陸、海、空 三自衛隊装備品の充実近代化を推進するため、陸上部隊装備の充実、弾薬の確保、ナイキ、ホーク関係部隊の整備、艦船建造及び航空機購入計画の推進をはかるほか、新たにバージ導入に必要な経費の要求をしております。

以下組織別に予算の内容について申上げます。

陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして千八十四億千百十三万一千円、国庫債務負担行為におきまし

て、新規甲型警備艦二千トン型一隻、三千トン型一隻、潜水艦千六百トントンの建造を予定しております。これにより昭和三十九年度末保有艦艇は、四百八十一隻、十五万三千三百三十一トンとなる予定であります。また、昭和三十九年度に増加する航空機として練習機三機及び対潜ヘリコプター四機を購入することにしておりま

すので、これらにより昭和三十九年度末の海上自衛隊の保有機数は二百五十六十五万七千円、国庫債務負担行為におきまして八百八十五億八千六百七十万七千円となつております。

航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして二百八十四億九千五百九十九億九千五百人、自衛官以外の職員一万三千六百三十人、計十八万五千百三十人となつております。

その主要な内容につき申し上げますと、第二次防衛力整備計画にのつと

り、ホーク一個大隊を新編するほか、昭和三十六年度以来改編してきた十三個師団態勢の改編完了に伴い、後方支援能力の整備充実をはかる等のため所要の改編増強を行なうこととしており

ます。また、前年度に引き続き第七師

団の機甲化の推進と全般装備の充実改善を進める一方予備自衛官五千人の増員を行なうこととしております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして五百八十億九千四百九十万七千円、国庫債務負担行為におきまして八十九億七千四百七十五万円、海上自衛隊につきましては、歳出予

人、計四万四千九百九人となつております。

その主要な内容について申し上げますと、定員につきましては、F104J飛行隊の新編等に要する自衛官四百九十六人を増員することとしております。

ます。

次に航空機につきましては、F104Jの生産を引き続き行なうとともに輸送機二機及び救難ヘリコプター二機の購入をはかりますので、昭和三十九年度末の航空機保有数は実用機七百二十一機、練習機四百三十二機、計千百五十一機となりります。

内局、統合幕僚会議及び附屬機関につきましては、歳出予算におきまして六十四億九千三百四十三万七千円、国庫債務負担行為におきまして八億八千四百九十三万七千円となつております。歳出予算におきましては、自衛官三人、自衛官以外の職員七十人の増員を行ない、三十九年度末には自衛官七十八人、自衛官以外の職員三千六十三人、計三千百四十一人となります。

以上をもしまして防衛省予算の概略の説明を終ります。

引き続きまして、昭和三十九年度防衛施設厅の歳出予算要求額についてその概要を御説明いたします。

(項)調達労務管理事務費、この項目支出するものは、駐留米軍及び歳出外資金諸機関の使用する労務者の労務管理を処理するため必要な経費であります。

この要求額は八億三千四百八十一万四千円であります。これを昭和三十九年度の八億一千七百七十二万三千円と比較いたしますと一千七百九十一千円の増額となつております。

(項)調達労務管理事務費、この項目支出するものは、駐留米軍及び歳出外資金諸機関の使用する労務者の労務管理を処理するため必要な経費であります。

これを項別に見ますと、(項)防衛施

設府二十七億七千九百九十九万八千円、(項)調達労務管理事務費八億三千四百八十一万四千円、(項)施設提供等諸費九十七億七千六百十四万八千円であります。

なお、昭和三十八年度までありますた(項)国際連合軍等関係補償費につきましては昭和三十九年度から、(項)施設提供等諸費に統合して計上されております。

ます。

者職業訓練委託費四百六十三万二千円、その他二百五十七万七千円、計四百九万一千円、減額したものは労務者宿舎施設整備費二千三百六万二千円、その他九十三万九千円、計二千四百万一千円でありまして、差し引き一千七百九万一千円の増額となつております。

(項)施設提供等諸費、この項より支出するものは行政協定及び地位協定による在日合衆国軍隊並びに国連軍協定による国際連合軍隊などに対する施設区域の提供に伴つて日本側が負担する経費及び駐留軍、国連軍の行為に基づき生じた損失の補償などに要する経費であります。

要求額は九十七億七千六百十四万八千円でありまして、これを昭和三十八年度の八十一億二千三百三十三万七千円と比較しますと十六億五千三百一十一万一千円の増額となつております。

増額したものは、提供施設借料三億七千四万六千円、施設提供閑連事業費補助金一億一千六百一万九千円、その他の七千百四十万五千円、計十八億五万一千円となつております。

減額したものは事故給付金一億四千五百五十四万円、その他百五十万円、計一億四千七百四万円でありまして、差し引き十六億五千三百一万一千円の増額になつております。

以上が(組織)防衛施設庁として計上いたしております経費の概要であります。

内閣委員会議録第三号

○委員長(三木與吉郎君) 引き続いで、ただいまの説明についての補足説明を聽取することにいたします。三輪官房長。

○政府委員(三輪良雄君) 別にお手元に長い、防衛庁予算要求の大要といふのが出てございますので、これにつきまして、ごく簡単に補足説明をさせていただきとうございます。

第一ページを見ていただきまして、最初に目次をめくついていただきますと、第一が防衛関係費の推移というので出でございます。防衛庁費並びに施設庁、さらには国防会議、それから在日米軍の軍事援助顧問団の経費等を加えました全部を防衛関係費と申しますが、その経費と、国民所得、一般会計、そのおのとに比較をした表を第一に掲げさせて、御参考に供することにいたしましたわけでございます。三十九年度は、国民所得が、まだ見通しでございますけれども、それに対しまして、一・三八、昨年と同様でございます。それから一般関係の総予算に対します比率は八・四五でございまして、昨年の当初の比較よりもちょっと落ちております。補正後の予算から見るとちょっと多いと書いてござります数は、昨年実は予算としてはお認めをいたいたのでございませんけれども、関係法案がお認めないもの、諸外国の例では、アメリカあたりはもちろんのこととござりますけれども、スイスあたりは国民所得に比較するよけいなことでございますけれども、どちら国家予算にどうなつたか、それを承知をいたしておるといふことを承知をいたしておるでございます。

次のページは、各部局別に、組織別に長い、防衛庁予算要求の大要といふのが出てございますので、これにつきまして、第一が防衛関係費の推移というので出でございます。防衛庁費並びに施設庁、さらには国防会議、それから在日米軍の軍事援助顧問団の経費等を加えました全部を防衛関係費と申しますが、その経費と、国民所得、一般会計、そのおのとに比較をした表を第一に掲げさせて、御参考に供することにいたしましたわけでございます。三十九年度は、国民所得が、まだ見通しでございますけれども、それに対しまして、一・三八、昨年と同様でございます。それから一般関係の総予算に対します比率は八・四五でございまして、昨年の当初の比較よりもちょっと落ちております。補正後の予算から見るとちょっと多いと書いてござります数は、昨年実は予算としてはお認めをいたいたのでございませんけれども、関係法案がお認めないもの、諸外国の例では、アメリカあたりはもちろんのこととござりますけれども、スイスあたりは国民所得に比較するよけいなことでございますけれども、どちら国家予算にどうなつたか、それを承知をいたしておるといふことを承知をいたしておるでございます。

柱を立てまして、第一に隊員の士気高揚及び充足対策の強化、ことにこの中で力を入れましたのは(2)の老朽隊舎の改築でございます。大体昨年は五千六百人分の隊舎の建てかえでございましたが、これはまた昨年度と比較をいたしてございます。この國庫債務負担行為というのは、今年でなく明年以降に負担をする額を特にここに計上いたしたのでございます。

次の四の表は、継続費の表でございまして、この継続費は三年以上の工期を有します艦艇だけにつきまして、継続費特にお願いをしておるのでござります。そこに年度割りがございまして、この表の上の部分はすでに昨年度までの予算でお認めをいただきまして、御参考に供することにいたしたわけでございます。三十九年度は、国民所得が、まだ見通しでございますけれども、それに対しまして、一・三八、昨年と同様でございます。それから一般関係の総予算に対します比率は八・四五でございまして、昨年の当初の比較よりもちょっと落ちております。補正後の予算から見るとちょっと多いと書いてござります数は、昨年実は予算としてはお認めをいたいたのでございませんけれども、関係法案がお認めないもの、諸外国の例では、アメリカあたりはもちろんのこととござりますけれども、スイスあたりは国民所得に比較するよけいなことでございますけれども、どちら国家予算にどうなつたか、それを承知をいたしておるといふことを承知をいたしておるでございます。

柱を立てまして、第一に隊員の士気高揚及び充足対策の強化、ことにこの中で力を入れましたのは(2)の老朽隊舎の改築でございます。大体昨年は五千六百人分の隊舎の建てかえでございましたが、これはまた昨年度と比較をいたしてございます。この國庫債務負担行為というのは、今年でなく明年以降に負担をする額を特にここに計上いたしたのでございます。

柱を立てまして、第一に隊員の士気高揚及び充足対策の強化、ことにこの中で力を入れましたのは(2)の老朽隊舎の改築でございます。大体昨年は五千六百人分の隊舎の建てかえでございましたが、これはまた昨年度と比較をいたしてございます。この國庫債務負担行為というのは、今年でなく明年以降に負担をする額を特にここに計上いたしたのでございます。

すと、米軍関係の基地のほうが少しく歩度がおくれておりますので、ここでそちらのほうに特に力を入れるという考え方で入れたのでございます。

次の基地周辺民生安定諸施策というものは、基地周辺の道路その他を手当をしてまいりたいという費用でござります。

次の一ページで、装備の充実近代化と

いう柱につきましては、そこに掲げま

したように、陸上部隊の装備を充実い

たします分がそこに掲げてあるわけでござります。

特に一枚めくつていただきまして、

その次のページの弾薬でございます。

これは昨年に比較をいたしまして、三

十九億の歳出がありましたものを、今

年五十一億お願いいたしてございま

す。なかなか消耗するものの補充がやつとでございまして、二次防衛期間

の末期には一ヶ月ほどの備蓄をいたし

ます。昨年よりもこれだけふやしてお願いをいたしてあるのでございます。今年こ

れだけお願いいたしましても、備蓄に

回りますのはわざかでございますが、

昨年よりもこれだけふやしてお願いを

いたしまして、新たに今度お願いいた

上げることはございません。

二枚めくつていただきますと、航空機の購入費がございます。これを二つに分けまして、新たに今度お願いいた

きますと、地対空誘導弾の経費でござります。この経費といたしまして、以下ほかの部隊にも使います部分の経費。第二次ホークといふことはまだお願いしておりませんけれども、第二次ナイキにつきましては北九州、第二次ホークにつきましては東京周辺を一応の予定といたしまして、必要な経費をお願いをいたしておるのござります。

第六の半自動警戒管制組織、自動警戒管制組織と呼んでおりまして、今までの慣例で「半」の字がついておりますがけれども、この経費が、今度新たにお願いをいたしまして、本年度の歳出としては十七億三千四百万円でござります。後年度負担として百三十一億六千二百万円の国庫債務負担行為をお願いをいたしておりますのでござります。

第六の半自動警戒管制組織、自動警

戒管制組織と呼んでおりまして、いままでの慣例で「半」の字がついておりますがけれども、この経費が、今度新たにお願いをいたしまして、本年度は

ちよど最後の年でござります。そう

いう意味で七十人減ということになつております。

重点事項としては、三十九年度予算

要求にあたっては、基地の安定的使用

をはかるということを目途として、基

地内問題の解決並びに基地周辺における民生安定諸施策の実施ということを

お願いをいたしまして、本年度の歳出

として十七億三千四百万円でござります。

第六の半自動警戒管制組織、自動警

戒管制組織と呼んでおりまして、いま

までの慣例で「半」の字がついておりま

すが、これはこの前防衛施設が新しくできる際に、二百人を減らすとい

うことはまだお願いしておりませんけれども、第二次ホークにつきましては北

九州、第二次ホークにつきましては東

京周辺を一応の予定といたしまして、必要な経費をお願いをいたしておるのござります。

一七ページに定員要求がござりますが、七十人減ということになつておりますが、これはこの前防衛施設が新しくできる際に、二百人を減らすといふことはまだお願いしておりませんけれども、第二次ホークといふことはまだお願いしておりませんけれども、第二次ナイキにつきましては北九州、第二次ホークにつきましては東京周辺を一応の予定といたしまして、必要な経費をお願いをいたしておるのござります。

○政府委員(沼尻元一君) 防衛施設局予算の補足説明を申し上げたいと思ひます。

一七ページに定員要求がござりますが、七十人減ということになつておりますが、これはこの前防衛施設が新しくできる際に、二百人を減らすといふことはまだお願いしておりませんけれども、第二次ホークといふことはまだお願いしておりませんけれども、第二次ナイキにつきましては北九州、第二次ホークにつきましては東京周辺を一応の予定といたしまして、必要な経費をお願いをいたしておるのござります。

つきまして、時間の関係でごく大ざつぱにはしょって申し上げた次第でござります。

東京周辺にございます。この経費といたしまして、第一次ナイキ部隊、これはいます。

安定諸施策でございますが、騒音のほ

かに、基地周辺対策として、この特損法に基づく防災工事並びにこの周辺の

補償事業等に重点を置きまして、総額において一億八千七百万円の増額を要

求めておるわけでございます。

さらに四番目として、基地所在地方

公共団体に対する事務委託費の増額で

ございますが、これは基地の所在する

市町村に、いろいろな面で仕事等をお

願いする面が多いので、これをさらに

増額いたしたいということで、三十八

年度は一千円であったものを、その

倍額の二千万円をお願いしたいとい

うこととございます。

一応補足説明を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 以上で説明は終わりましたが、御発言はございませんか。——別に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

一応補足説明を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 以上で説明は終わりましたが、御発言はございませんか。——別に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記起こし

て。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

〔速記中止〕

一月三十一日本委員会に左の案件を付

託された。

一月三十一日本委員会に左の案件を付

託された。

一月三十一日本委員会に左の案件を付

託された。

一月三十一日本委員会に左の案件を付

託された。

一月三十一日本委員会に左の案件を付

託された。

一月三十一日本委員会に左の案件を付

託された。

る請願(第一七三号)(第一九〇号)

一、山形県東根市元米軍駐屯地大森山射撃場に関する補償の請願

(第二三〇号)

第六号 昭和三十八年十二月二十日
受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

第六号 昭和三十八年十二月二十日
受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

第六号 昭和三十八年十二月二十日
受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

恩給、年金等受給者の処遇は現職公務員のそれと比較してはなはだ不公平であるから、これを改善するため、左記項目を実現されたいとの請願。

二、現在の恩給、年金等を、公務員の給与ベースに即応して、ただちに増額改正すること。

三、将来、恩給、年金等が合理的に改善されるよう、すみやかに法制化すること。

一の理由

公務員給与等が近年急速に上昇しているのに退職公務員の処遇改善はこれに伴はず、恩給、共済年金等にはその退職の年次によつて著しい較差を生じている。一生を国家と共に奉仕したものの処遇が、近來退職当時のままにすえ置かれようとしているのは、恩給制度の趣旨からも深憂にたえないからすみやかに実情に即した調整を図られたい。(退職年次による較差表あり)前国会の衆参両院内閣委員会において、……恩給及び各種年金受給者は常に

不利不安定な立場におかれ、現職公務員の給与ベースに対する恩給等のストライド制確立の問題として重大な懸案となつてゐる。……政府はこれらの問題についてすみやかに検討の上善処するよう要望する。」との附帯決議も行なわれている。

二の理由

共済組合年金は恩給と制度の形式は異なつてゐるが、ひとしく退職後における適当な生活維持の保障制度であることは変わりはなく、従つてその増額改正に必要な措置は恩給と同様に使用主たる国又は公共団体の責任において行ない、「健全なる保険理数理」は使用主たる責任者によつて保障されるべきものと考えられる。共済年金は一般の社会保険の單なる一環として扱わず、一面には公務員の特質に立脚した保障制度としてこれを見直し、新法適用者に対しててもすみやかに適正な改善措置を講ずるよう要望する。第四十三回国会の衆議院大蔵委員会、参議院内閣委員会において、「本法適用者と新法施行後の退職者との間に支給原因発生時期により共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、今後検討上すみやかに是正の措置を講すべきである。」

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

参西院の附帯決議(衆六月十一日内閣委員会、參第三十八回国会内閣委員会)に基づいて、実質的にも制度的にもすみやかに適切な法的措置がとられるよう懇願する。

二の理由

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 佐賀市赤松町二〇三

日受理 高園伊五郎外千八百五十四名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 佐賀市赤松町二〇三

日受理 高園伊五郎外千八百五十四名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

請願者 北海道常呂市緑ヶ丘二
条通二丁目 松浦沢一

外七百六十九名

る。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願 四日受理 昭和三十八年十二月二十日

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

長井小四郎外千三百六

名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八五号 昭和三十八年十二月二十日

四日受理 恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

請願者 大分市高松一九〇

宮崎復七外三千七百四

十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八六号 昭和三十八年十二月二十日

四日受理 恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

請願者 新潟市西蒲原松町二ノ
一二四 玄間忠三外一
万一千六百六十二名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八七号 昭和三十八年十二月二十日

四日受理 恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

請願者 山形市東原町六〇

名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九号 昭和三十八年十二月二十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 札幌市南二十六条西八
丁目一、一〇九 菊地

千二百七十九名

鶴治外千六百八十六名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇七号 昭和三十九年一月十三日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 宮崎市大字島之内七、
六八四 野田政夫外二

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

請願者 熊本市出水町今七三
四 横田正人外八千二
百四十四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二二九号 昭和三十九年一月十六日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 北海道苦小牧市王子町
一三北海道国有鉄道退職者協会苦小牧支部

内 森真一外六百九十一
九名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第二三〇号 昭和三十九年一月十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 名古屋市北区下飯田町
二ノ四一 豊島彦一外
九十四名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二七号 昭和三十八年十二月二十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 新潟市西蒲原松町二ノ
一二四 玄間忠三外一
万一千六百六十二名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二〇〇号 昭和三十九年一月十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 長野県飲山市大字静間
一、七六六 松沢貞治
外六千四百九名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

の増強等により、おそらく明後年度中に、加算関係者の受給権裁定を完了すること。

二、一定期間、沖繩、満州、樺太、朝鮮北部等に従軍させられた者に対する賃金認定すること。

三、戦後外国に抑留されていた者に対する賃金認定すること。

し、その全抑留期間につき、少なくとも不健康地勤務加算（一月につき一月）を準用認定すること。

四、仮定俸給年額を現職公務員の給与ベースと見合うよう改定すること。

もに、六十歳未満の者に対する差別扱いを撤廃し、また旧文官と差別されれて仮定俸給号俸を合理的に改定すること。

五、実在職連続七年以上とされている一時恩給年限を、旧法の規定に基づき旧文官に対すると同様在職三年以上と是正すること。

六、恩給問題の早期解決のため、人事院に準する常設の政府機関を設置すること。

第七号 昭和三十八年十二月二十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町
道源寺七一九 坂井義

八外三千六百二十八名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一号 昭和三十八年十二月二十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町
七九 紙居幸吉外七千
二百十二名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二号 昭和三十八年十二月二十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡山東町八
甲八、四七五 原田幸

紹介議員 白 井 勇君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三号 昭和三十八年十二月二十日
受理 軍人恩給に関する請願

請願者 中重右門外六百二十三
字長岡一、五二三 田

紹介議員 西 平 吉田源作外九百
一百

び審査事務の簡素化と、人員、機構

八十五号	昭和三十八年十二月二十日受理	上原 正吉君 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	八十五名 請願者 滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺二六六 安田富太郎外千百六十三名 紹介議員 村上 義一君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第一三号	昭和三十八年十二月二十日受理	立石免二八七〇二 深藤野 繁雄君 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第一三号 請願者 長崎県北松浦郡吉井町立石免二八七〇二 深藤野 繁雄君 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第二七号	昭和三十八年十二月二十日受理	江進外二千六名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二七号 請願者 山形県鶴岡市大字湯田内川六四湯田川公民館 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第五五号	昭和三十八年十二月二十日受理	内藤与惣兵衛外八 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第五五号 請願者 福岡県山門郡三橋町垂見三二〇 高橋弘道外 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第六号	昭和三十八年十二月二十日受理	内藤与惣兵衛外八 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第六号 請願者 福岡県山門郡三橋町垂見三二〇 高橋弘道外 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第七六号	昭和三十八年十二月二十日受理	外八百六十名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第七六号 請願者 神奈川県高座郡座間町二、一九二 沢田隆幸 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第八〇号	昭和三十八年十二月二十日受理	外八百六十名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第八〇号 請願者 岡山県御津郡一宮地区尾四〇九ノ一 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第一一五号	昭和三十八年十二月二十日受理	支部内 岸綱三郎外一万八千二百五十八名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第一一五号 請願者 新潟県西蒲原郡春町一ノ八 野崎曠市外一万八千二百五十八名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第一九号	昭和三十八年十二月二十日受理	大字山上一、一四九 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第一九号 請願者 滋賀県神崎郡永源寺町大字山上一、一四九 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第二六号	昭和三十八年十二月二十日受理	原田竹太郎外二百九十九名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二六号 請願者 原田竹太郎外二百九十九名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第六二号	昭和三十八年十二月二十日受理	大字山上一、一四九 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第六二号 請願者 大字山上一、一四九 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第七八号	昭和三十八年十二月二十日受理	原田竹太郎外二百九十九名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第七八号 請願者 原田竹太郎外二百九十九名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
第八二号	昭和三十八年十二月二十日受理	原田竹太郎外二百九十九名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第八二号 請願者 原田竹太郎外二百九十九名 紹介議員 この請願の趣旨は、第七号と同じである。

る。

第一二〇号 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 東京都新宿区市ヶ谷仲
軍人恩給に関する請願(三通)

第一二一號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 東京都新宿区市ヶ谷仲
軍人恩給に関する請願(三通)

第一二二號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 安井 謙君
軍人恩給に関する請願(三通)

第一二三號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者の趣旨は、第七号と同じであ
る。

第一二四號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 釜井八四七軍恩東村大字
金井八四七軍恩東村大字
部内 宮本涉外六千二
百七十五名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

第一二五號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 愛知県愛知郡東郷村和
合南蚊谷二二六 磯村
悦外千四百十三名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

第一二六號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 岐阜県美濃市大字立
八三三岐阜県軍恩連武
儀美濃支部内 市原勝
之助外一万八千二百五
十一名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

第一二七號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 榎木県那須郡黒磯町大
字豊浦一〇一軍恩黒磯
支部内 田辺孝太郎外
五万二百五十九名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

第一二八號 昭和三十八年十二月二
十五日受理 請願者 岩城県常陸太田市龜作
町 柴田忠弘外二千六
百五十名
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(十一通)
請願者 静岡県富士市蓼原七一
五 増田幸雄外三千四
百九十名

軍人恩給に関する請願(十一通)
請願者 草葉 隆圓君
千三百四十三名

軍人恩給に関する請願(八通)
請願者 山形市中川区葛田町
春田 加藤文次郎外五
十七日受理 請願者 山形市大字中野一八
七 布施俊夫外二百六
名

軍人恩給に関する請願(八通)
請願者 草葉 隆圓君
九十六名

軍人恩給に関する請願(七通)
請願者 名古屋市中川区葛田町
春田 加藤文次郎外五
千三百四十三名

軍人恩給に関する請願(七通)
請願者 山形市七日町五ノ六ノ
七 菊地味吉外四百九
十三名

軍人恩給に関する請願(七通)
請願者 村山 道雄君
十七日受理 請願者 山形市七日町五ノ六ノ
七 菊地味吉外四百九
十三名

軍人恩給に関する請願(七通)
請願者 兵庫県小野市中町三八
九ノ一兵庫県軍恩連盟
小野支部内 井上弥寿
男外七百九十六名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(七通)
請願者 兵庫県小野市中町三八
九ノ一兵庫県軍恩連盟
小野支部内 井上弥寿
男外七百九十六名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(九通)
請願者 埼玉県秩父市大字黒谷
九五 内田一郎外二千
五百六十三名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(九通)
請願者 埼玉県秩父市大字黒谷
九五 内田一郎外二千
五百六十三名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(十三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(十三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

軍人恩給に関する請願(三通)
請願者 埼玉県与野市大字大戸
五千三百二十五名
紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第七号と同じであ
る。

紹介議員 郡 祐一君
百五十三名

請願者 茨城県新治郡出島村 貝塚七五三外千七百七十五名	二、二〇二長野県軍恩連盟科更埴支内部 渡辺三郎外二百六十三名
紹介議員 郡祐一君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二〇五号 昭和三十九年一月十三日 日受理 請願者 長野県小県郡丸子町生田一、八七七 滝沢清造外百五十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 青柳秀夫君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第一九八号 昭和三十九年一月十日 受理 請願者 愛知県西尾市徳永町西側五五松原四郎外二万三千六十四名
軍人恩給に関する請願(二十二通) 紹介議員 青柳秀夫君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二〇八号 昭和三十九年一月十三日 日受理 請願者 宮崎県兒湯郡高鍋町大字上江一、五三四ノ一坂本數衛外千五百九十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 平島敏夫君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二一〇号 昭和三十九年一月十三日 日受理 請願者 宮崎県兒湯郡高鍋町大字上江一、五三四ノ一坂本數衛外千五百九十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二一五号 昭和三十九年一月十四日 日受理 請願者 茨城県那珂郡那珂町大字戸崎一七九ノ一古田土正雄外千六百四十名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二一六号 昭和三十九年一月十四日 日受理 請願者 新谷寅三郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。
軍人恩給に関する請願 紹介議員 天埜良吉君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二一七号 昭和三十九年一月十四日 日受理 請願者 長野県伊那郡飯島町大字一長野県軍恩連盟飯島町外一千五百九十四名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二一八号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 長野県大町市大町四〇七一長野県軍恩連盟飯島町外一千五百九十四名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二一九号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 長野県塙科郡松代町東条二、四八〇長野県軍恩連盟松代支部内接井文夫外二百七十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二二〇号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 長野県塙科郡松代町東条二、四八〇長野県軍恩連盟松代支部内接井文夫外二百七十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二二一号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 長野県塙科郡松代町東条二、四八〇長野県軍恩連盟松代支部内接井文夫外二百七十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 天埜良吉君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二二二号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 長野県塙科郡松代町東条二、四八〇長野県軍恩連盟松代支部内接井文夫外二百七十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二二三号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 長野県塙科郡松代町東条二、四八〇長野県軍恩連盟松代支部内接井文夫外二百七十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二二四号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 長野県塙科郡松代町東条二、四八〇長野県軍恩連盟松代支部内接井文夫外二百七十二名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 木内四郎君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二二五号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 奈良県桜井市大字上之宮萩田重山外三千五百四十四名
軍人恩給に関する請願 紹介議員 成瀬幡治君 この請願の趣旨は、第七号と同じである。	第二二六号 昭和三十九年一月十六日 日受理 請願者 愛知県小牧市南外山隅田一二三 上原幸雄四十四名

である。

二、二〇二長野県軍恩連盟科更埴支内部 渡辺三郎外二百六十三名

る。

第二三八号 昭和三十九年一月十六日
日受理 請願者 奈良県桜井市大字上之宮萩田重山外三千五百四十四名

請願者 愛知県小牧市南外山隅田一二三 上原幸雄四十四名

紹介議員 成瀬幡治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

公務員労働者の生活を向上させ、平和を守るために、左記事項の実現を期せられたいとの請願。

一、公務員労働者の賃金を大幅に引き上げること。

イ、賃金を一律五千円引き上げること。

ロ、職階、職務給をやめ、給与体系の差別をやめ、完全とおし号俸とすること。

ハ、一時金の年間最低基準を五箇月と一万五千円にすること。

ニ、住宅手当制度を設け、五千円を支給すること。

ホ、扶養手当の区分を廃止し、一人当たり千五百円に引き上げること。

ヘ、通勤手当の実費払いとし、全額免稅とすること。

ト、暫定手当をすべて四給地まで引き上げ、金額基本給にくり入れること。

チ、退職手当を大幅に増額すること。

リ、以上の要求を昭和三十八年四月一日から実施すること。

二、ILO八十七号条約を即時無条件批准し、國家公務員法の一部改正案を撤回し、公務員に労働基本権をかえし、現に政府当局がとつている労働組合の活動、慣行に対する分裂策、運動、弾圧、支配介入、否認など民主的権利に対するもろもろの干渉政策、反動的労務管理をやめさせるること。

三、共済掛金を引き下げ、社会保障を

拡充すること。

四、F一〇五D水爆機や米原子力潜水艦の日本寄港及び日韓会談を即時中止し、軍国主義復活をやめること。

国家公務員非現業共済掛金は、基本賃金の千分の四十四もとられているが、また引き上げられようとしている。

政府が全額を負担、保障すべきであるにもかかわらず、低賃金に苦しむ労働者から多額の掛け金を奪いとり、財政投融资などへつきこみ、ほんの一部しか還元していない現状はなんとしても改善すべきである。また、住宅不足、退職後の生活の不安などを解消する等、全般的な社会保障の拡充を図るべきである。

第五三号 昭和三十八年十二月二十日受理

元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者

大坂市南区長堀橋二ノ

三五(和同ビル)丸和鉱

油株式会社内満鉄関係

恩給法改正期成同盟近

畿支部内 中村末夫

紹介議員 山本伊三郎君

元南満州鉄道株式会社職員であつた國

家公務員、地方公務員、三公社職員の

恩給共済年限の通算措置については、

第四十三国会において、関係法律の改

正が行なわれ、要望の大部が実現を

見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招来している

から、早期にこれが改正を実現された

一、満一日ケースの通算に当たり在職

年を恩給共済最短年限で打ち切る規

定期を改め、実在職年数は丸々通算す

ること。終戦後ソ連又は中共に抑留された

期間を在職年に通算すること。

四、三公社職員の昭和三十一年六月三日受理

十日以前の退職者にも通算措置を講

すこと。

四、三公社職員の昭和三十一年六月三日受理

満鉄在職期間を恩給又は共済年限に

通算するに当たり、日一満一日ケー

スと、日一満ケースについては在職年

をそのまま通算し、満一日ケースにつ

いて恩給共済最短年限をこえる年数は

通算しない現行法は不公平である。ま

た、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が

抑留された場合は、抑留期間が日本官

吏としての在勤期間に加算されるにか

かわらず、満鉄職員については終戦時

までは在職年の加算を認めながら終戦

後の抑留又は雇用期間の通算を認めな

いのは不均衡な処置である。更に今回

の満鉄職員期間の通算措置は、國家公

務員、地方公務員については現行共済

組合法の施行日以前の退職者にも適用

されるが三公社職員については現行公

共企業体職員等共済組合法の施行日以

前退職者で恩給公務員でなかつた者は、諸物価の上昇にともない、公務員の生活はますます苦しくなつてゐる。公務員が公務に精励するためには、まずその生活が保障されなければならない。

五、住宅手当の新設と扶養手当の増額のため適当な措置を講ぜられたい。

六、寒冷地給は百分の百とし、級地の不均衡を是正するよう措置されたい。

七、隔遠地手当指定基準を改正し、支給率を引上げるための措置を講せられたい。

八、公務員の共済年金について、掛け率を引き下げ、運営を民主化するよ

う措置を講ぜられたい。

九、一時金の年間最低基準を五箇月と一万五千円にすること。

十、扶養手当の区分を廃止し、一人千五百円に引き上げること。

十一、住宅手当制度を設け五千円を支給すること。

十二、通勤手当を実費払とし全額免稅とすること。

十三、暫定手当をすべて四級地に引き上げ、全額基本給に繰り入れること。

十四、退職手当を大幅に増額すること。

十五、共済組合長期掛金の引上げについては、次の原則が明らかに確立されなければならない。

十六、国庫負担を十パーセントから二〇パーセントに引き上げる。使用者負担を引き上げ、組合員負担を引き下げる。

十七、整理資源は連合会立替えをやめ全額繰り入れ、残額についても全額くり入れる。

十八、賃金引上げと年金改訂による追加費用はすべて政府の負担とする。

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

紹介議員 高橋進太郎君

請願者 宮城県仙台市荒巻字川竹一〇 梅森清太郎外

請願者 竹一〇 梅森清太郎外

請願者 高橋進太郎君

請願者 群馬県前橋市関根町五四

名 三四 木村一子外十五

紹介議員 伊藤頼道君

公務員が公務に精励できるよう、左記

要求について善処せられたいとの請願。

一、政府原案の六・七パーセントの賃上げでは、物価上昇にも追いつかず、民間との較差は拡大するばかりである。五千円の賃上げを実施するよう措置されたい。

二、給与改訂の実施時期は、官民比較、生計費の調査時点である三十八年四月にそとして実施するよう措置された。

三、政府原案の高校卒任給一万二千円は、民間よりはるかに低く、かつ生活費にも見合わない賃金であるので、大幅に改善するよう措置さ

れたい。なお、公務員最低賃金一万

二千円を確立されたい。

长期掛金の引上げについて左記事項

の赤字を補てんできないので、二・五箇月以上にするよう措置された

い。

五、住宅手当の新設と扶養手当の増額

のため適當な措置を講ぜられたい。

六、寒冷地給は百分の百とし、級地の不均衡を是正するよう措置された

い。

七、隔遠地手当指定基準を改正し、支

給率を引上げるための措置を講せら

れたい。

八、公務員の共済年金について、掛け

率を引き下げ、運営を民主化するよ

う措置を講ぜられたい。

九、一時金の年間最低基準を五箇月と一万五千円にすること。

十、扶養手当の区分を廃止し、一人千五百円に引き上げること。

十一、住宅手当制度を設け五千円を支

給すること。

十二、通勤手当を実費払とし全額免稅とすること。

十三、暫定手当をすべて四級地に引き上げ、全額基本給に繰り入れること。

十四、退職手当を大幅に増額すること。

十五、共済組合長期掛金の引上げについては、次の原則が明らかに確立されなければならない。

十六、国庫負担を十パーセントから二〇パーセントに引き上げる。使用者負担を引き上げ、組合員負担を引き下げる。

十七、整理資源は連合会立替えをやめ全額繰り入れ、残額についても全額くり入れる。

十八、賃金引上げと年金改訂による追加費用はすべて政府の負担とする。

十五日受理

元満州電信電話株式会社役職員の恩給等に関する請願

請願者 千葉県山武郡大網白里町大網九九五 烏居親

紹介議員 柳岡 秋夫君

元満州電信電話株式会社職員の在職期間を國家公務員、三公社職員及び地方公務員の在職期間と通算して恩給又は共済組合年金の基礎期間とする件に関しては、昨年六月関係法律の改正が行なわれ、外國政府官吏と同様の取扱いを受けることとなつたが、なお次のようないふら不公平不均衡な点が残されているから、早急にこれが解決を図られたいとの請願。

一、日本国官吏—満州電々社員の場合（以下日—満と略す）満州電々入社前、普通恩給最短年限に達している者も、満州電々在職期間を通算して恩給の改定措置を講すること。

二、満州電々社員—日本公務員の場合（以下満—日と略す）の通算に当り、在職年数を恩給又は共済組合年金の最短年限で打ち切る規定を改め、満州電々在職期間を丸々予算すること。

三、終戦後ソ連又は中共に抑留された者に限るという期制を撤廃すること。

四、終戦時（一〇、八、八）まで在職した者に限るという条件は、これを撤廃するか、又は運用に当り、緩和方法を講ずること。

六、役員も社員と同様の処置を取ること。

七、ソ連からの帰国者に特例を認める

こと。

八、各種新共済組合法施行日前の退職者にも今回の通算措置の恩典が及ぶようにすること。

九、（日—満）ケースの仮定俸給の昇給率の是正等、満州國職員の場合と全く同一の問題があるから、これらの是正についても善処すること。

現行の規定では、入社前に多少なりとも普通恩給受給権を得ていた者は、すべて通算措置から除かれているが、その結果、恩給年限に達していない者との間に著しい不均衡が生じている。また、既に（日—満—日）と（日—

満）の場合は、満州電々在職期間が丸々通算されているが、仮に（日—満）の場合と（満—日）の場合を比較してみると、前者は前に公務員とのつながりがあるのに対し、後者は後にそれを恩給の改定措置を講すること。

満州電々社員—日本公務員の場合（以下日—満と略す）の通算に当り、在職年数を恩給又は共済組合年金の最短年限で打ち切る規定を改め、満州電々在職期間を丸々予算すること。

一、日本国官吏—満州電々社員の場合（以下日—満と略す）満州電々入社前、普通恩給最短年限に達している者も、満州電々在職期間を通算して恩給の改定措置を講すること。

二、満州電々社員—日本公務員の場合（以下満—日と略す）の通算に当り、在職年数を恩給又は共済組合年金の最短年限で打ち切る規定を改め、満州電々在職期間を丸々予算すること。

三、終戦後ソ連又は中共に抑留された者に限るという期制を撤廃すること。

四、終戦時（一〇、八、八）まで在職した者に限るという条件は、これを撤廃するか、又は運用に当り、緩和方法を講ずること。

六、役員も社員と同様の処置を取ること。

政府が与えた金し敷章年金及び同賜金の支払いを、終戦後十八年にわたる今日まで放置していることは、まさに人

造りの逆コースであり、國の信義と信

賞必罰の精神に反し、ひいては、國民

道義の高揚と祖國興隆の道をはばむ結果となる。

第一七三号 昭和三十八年十二月二十七日受理

連合國占領軍等の行為等による被害者に対する給付金増額に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市船越町三ノ二〇

紹介議員 村山 道雄君

第一九〇号 昭和三十九年一月九日受理

連合國占領軍等の行為等による被害者に対する給付金増額に関する請願

請願者 一、九六六 露木邦松

紹介議員 永岡 光治君

第一九一號 昭和三九年一月九日受理

連合國占領軍等の行為等による被害者に対する給付金増額に関する請願

請願者 一、九六六 露木邦松

紹介議員 永岡 光治君

第一九二號 昭和三九年一月九日受理

連合國占領軍等の行為等による被害者に対する給付金増額に関する請願

請願者 一、九六六 露木邦松

紹介議員 永岡 光治君

第一九三號 昭和三九年一月九日受理

連合國占領軍等の行為等による被害者に対する給付金増額に関する請願

請願者 一、九六六 露木邦松

紹介議員 永岡 光治君

第一九四號 昭和三九年一月九日受理

連合國占領軍等の行為等による被害者に対する給付金増額に関する請願

請願者 一、九六六 露木邦松

この家族のなげきはこの上もない。このような苦境にある被害者及び遭難者に対する政府は、本法成立に当たり、参議院において決議された「本法による各種給付金の額について更に検討する」と共に本法の適用に当つては被害者等の立場を十分に尊重し事務処理上遺漏なきを期せられたい。」との附帯決議の主旨からしても、当然増額の措置を講すべきである。

十分なものと認め難い。よつて政府は各種給付金の額についても必ずしも

支給額の程度をもつてしても必ずしも

業で葉たばこの収穫時期遅れ等の結果を招いた損害に対する補償。

二、流弾危険区域住民に与えた精神的損害に対する補償。

右記については昭和三十八年三、四月に請願したが、同年十二月二十四日山形調達事務所から係官が現地調査に出張され、その結果、前記請願事項のう

に請願したが、同年十二月二十四日山形調達事務所から係官が現地調査に出

張され、その結果、前記請願事項のう

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「七局」を「八局」

〔管財局〕〔理財局〕〔銀行局〕〔証券局〕〔國際金融局〕〔國有財產局〕〔銀行局〕〔為替局〕に改め、

〔管財局〕〔國有財產局〕〔銀行局〕〔為替局〕〔國際金融局〕に改め、

書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

第十六条の五第二項中「横須賀市」を「松戸市」に改める。

第十二条第三項中「第四号、」を削除すること。

九 公認会計士、会計士補及び理士の登録及び監督を行なうこと。

十 社債等の登録に関する事項。

十一 商品券の取締りを行なうこと。

十二 第十二条の見出し及び同条第一項中「管財局」を「国有財產局」に改めること。

十三 同条第三項を削り、同条第三項中「管財局」を「国有財產局」に改めること。

十四 同条第一項中「十六号から第二十号までを削り、第二十五号を第十六号とし、第二十六号から第二十八号までを九号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(証券局の事務)

第十条の二 証券局においては、左の事務をつかさどる。

一 証券取引制度の調査、企画及び立案をすること。

二 証券業者の設立を免許し、これを監督すること。

三 証券業者、証券業協会及び証券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。

四 証券金融会社を免許し、これを監督すること。

五 証券投資信託の委託会社を免許し、これを監督すること。

六 有価証券の発行に関する届出

受け取る引取を業とする者を検査すること。

第十六条の五第二項中「横須賀市」を「松戸市」に改める。

第十二条第三項中「第四号、」を削除すること。

第十四条第二項を次のように改めること。

二 前項の規定にかかわらず、調査

第十三条（見出しを含む。）中「為替局」を「國際金融局」に改め、同条第一号中「制度」の下に「他国との国際金融及び外国為替に関する協定を含む。」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 外国為替相場を決定し、及びこれを維持すること。

第十三条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 対外取引を行なう通貨その他の対外決済条件を定めること。

第十三条第八号を次のように改めること。

八 外国為替業務で銀行の営むもの及び両替業務を認可し、これらの業務を當む者を監督すること。

第十三条第十一号中「海外投資」を「海外投融資」に改め、同条に次の二号を加える。

〇三七人」を「一六、二五九人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 大蔵省本省の定員は、改正後の規定にかかるわらず、昭和三十九年九月三十日までの間は、一万六千二百六十人とする。

(國家公務員法の一部を改正する法律の一部改正)

3 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二百二十八号）の一部を次のように改めること。

十四 第五号、第十号及び第十二号に掲げる事務に関し、外国為替

及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の適用を

〇一一人」を「一六、二三三人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に、「六七、一八四人」に改める。

第十二条第三項及び第四項中「税務講習所」を「税務大学校」に改めること。

第十四条第二項を次のように改めること。

二 前項の規定にかかわらず、調査

第十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五九人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に改める。

附則第二項中「一万六千二百六十一人」を「一万六千二百三十五人」に改めること。

第五十二条 大蔵省設置法の一部を改めること。

第十二条第三項及び第四項中「税務講習所」を「税務大学校」に改めること。

第十四条第二項を次のように改めること。

二 前項の規定にかかわらず、調査

第十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五九人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に改める。

附則第二項中「一万六千二百六十一人」を「一万六千二百三十五人」に改めること。

第五十二条 大蔵省設置法の一部を改めること。

第十二条第三項及び第四項中「税務講習所」を「税務大学校」に改めること。

第十四条第二項を次のように改めること。

二 前項の規定にかかわらず、調査

第十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五九人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に改める。

附則第二項中「一万六千二百六十一人」を「一万六千二百三十五人」に改めること。

第五十二条 大蔵省設置法の一部を改めること。

第十二条第三項及び第四項中「税務講習所」を「税務大学校」に改めること。

第十四条第二項を次のように改めること。

二 前項の規定にかかわらず、調査

第十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五九人」に、「六六、九八八人」を「六七、二一〇人」に改める。

附則第二項中「一万六千二百六十一人」を「一万六千二百三十五人」に改めること。